

6/19/78

泊原発運転差し止め命令

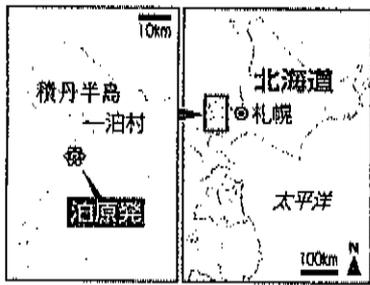
「津波対策不十分」初判断

札幌地裁

北海道電力泊原発1-3号機(泊村)で事故が起きれば生命や身体の安全が脅かされるとして、周辺住民ら約千二百人が北海道電に運転差し止めや廃炉を求めた訴訟の判決で、札幌地裁

は三十一日、「津波に対する安全性の基準を満たしていない」などとして、現在定期検査中の三基の運転差し止めを命じた。原告側によると、津波対策を理由に運転を認めなかった判決は

初めて。関連の面、判決要旨の面
二〇一一年の東京電力福島第一原発事故後、運転差し止めの判決は三例目。初の司法判断となった廃炉請求については「必要な具体



的事柄が見いだせない」として棄却した。原告のうち、半径三十キロ以内に住む四十四人の請求を認め、事

- 判決要旨**
- 北海道電力泊原発1-3号機を運転してはならない
 - 津波に対する安全性の基準を満たしていない
 - 北海道電の立証終了時期の見通しが立たず、審理継続は相当でない
 - 廃炉まで必要な具体的事柄は見いだせない
 - 使用済み核燃料の危険性は認めるが、原告側の撤去請求は棄却

故が起きた際に人格権侵害の恐れが認められると断じた。

北海道電は「到底承服できず、速やかに控訴の手続

きを行う」とのコメントを出した。

谷口哲也裁判長は判決理由で「(既存の)防潮堤の地盤に液状化が生じる可能性がないことを相当な資料によって裏付けていない」とし、新たに建設予定の防潮堤の構造も決まっていないと指摘。津波の際に基準を満たす防護施設が存在しないとして、原発は安全性を欠くとした。使用済み核燃料の撤去については、北海道電の安全性に関する説明は十分でなく、危険性は認められるものの、原告は撤去先を特定しておらず、請求権がないとして棄却し

た。

立証責任は本来なら原告側にあるが、原発を保有、運用し、知見や資料を有する北海道電が安全性を満たしていることを立証する必要があると説明。今年一月に審理を打ち切る形で判決を出した経緯を巡っては、北海道電側が「長期間経過しても主張、立証を終える時期の見通しが立たない」として「審理を継続することは相当ではない」と述べた。

福島原発事故後の訴訟では、福井地裁が一四年五月に関西電力大飯原発3、4号機(おおい町)、昨年三月には水戸地裁が日本原子力発電東海第二原発(茨城県)の運転をいずれも認めない判決を言い渡した。泊原発は全基が停止中。一三年七月、福島の原発事故の教訓を踏まえて策定された原発の新規制基準施行と同時に、北海道電は原子力規制委員会に再稼働に向けた審査を申請。審査が続いている。

願い結実旗掲げ万歳

泊運転差し止め原告団喜び

原発の安全性を問いただし、経内からは小さな声た原告らの願いは提訴から十年半を経て結実した。札幌地裁が三十一日、言い渡した北海道電力泊原発訴訟の判決。谷口哲也裁判長が「願頭に全三機の運転差し止めを命ずる手文を認め上げ」



北海道電力泊原発の廃炉や運転差し止めを求めた訴訟の判決後、「差し止め認める」と書かれた紙を掲げる原告団ら＝三十一日午後、札幌地裁前で

ると、経内からは小さな声た原告らの願いは提訴から十年半を経て結実した。札幌地裁が三十一日、言い渡した北海道電力泊原発訴訟の判決。谷口哲也裁判長が「願頭に全三機の運転差し止めを命ずる手文を認め上げ」

認めると記された旗を掲げた。傍聴席の抽選に選ばれた原告らは「おお」と歓声をあげ、万歳を叫ぶ人もいた。

その後に開かれた井護団や原告の報告会で斎藤武一原告団長は「北海道に原発のない未来をつくる第一歩」と判決の手紙を強調。会場となった市内の

北海道電力泊原発を巡る札幌地裁判決は、津波対策の不備を裁判所が独自に判断した。原発の安全性を巡る司法での闘いは中部各地でも継続中で、原告らは期待が広がった。

関西電力高浜、美浜原発の運転差し止めや大飯原発の設置許可取り消しを求める裁判で、原告に加わる若狭町の石地蔵さんらは「判決は全国の原発に疑問を持つ市民にとって大いに勇気づけられる」と喜んだ。

石地蔵さんは二〇一四年に大飯3、4号機の運転差し止める判決が出た福井地裁の裁判でも原告の一人だった。この裁判では、地裁で勝利したが、一八年に控訴審で逆転敗訴が確定。地元でも原発の安全への関心が薄れつつあるという。「国民にもう一度、関心を持ってもらいたい。かけがえのない命を守りたい」と期待した。

滋賀県民らが大阪、高浜、美浜の三原発の運転差し止めを求めて大津地裁に起こした訴訟の原告弁

混乱地域に立地 中部反響 勇気づけられた

井護団長、井護謙一弁護士は「原子力規制委員会が判断する前に、司法が差し止めを下したことが画期的」と語った。

大津での訴訟では、「原発の地盤安定性の評価などを争点に、井護が続く。井護謙一は札幌の訴訟で「泊原発の地盤や津波の危険性が露骨に評価されるかどうかを心配していた」といって「素直な判断で非常に喜ばれている」と話した。

名古屋地裁でも、運転開始から四十年を超えて美浜3号機、高浜1、2号機を運転するのは危険だとして、国を相手取り、規制委による延長認可の取り消しを求める訴訟が続く。

一方、全国原子力発電所所在市町村協議会の湖上隆徳会長（数賀市長）は「規制委による審査がほとんどは裁判所が判断するべきで、現状は、立地地域に混乱を生じさせる」とコメントし、国民の不信や不安が生じていることを危惧した。

会議室を後ろの席までいっぱい埋めた大勢の関係者からは拍手と歓声が上がった。

井護団長の市川守弘弁護士は「極めて順当な、当然の判決だ。細かい点で不満は残るが、1-3号機全ては認めたい」と力を込めた。

の稼働を認めないとした点は評価したい。早く判決を確定させたい」と力を込めた。